

令和 5 年度菊池市一般廃棄物処理実績

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条及び法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和5年度菊池市における一般廃棄物処理を実施した。

2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

3 処理の対象区域

菊池市全域とする。

面 積	276.85km ²
世 帯 数	20,276世帯
人 口	46,646人

（世帯数及び人口は、令和6年3月31日現在）

4 一般廃棄物の排出状況

当該年度を含む、過去2年間に排出された一般廃棄物の状況

区分	令和4年度			令和5年度			伸び率 (%)
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
ごみ	t 12,644	t 15	t 12,659	t 12,300	t 16	t 12,316	△2.7
し尿及び浄 化槽汚泥	kl 17,398	kl 183	kl 17,581	kl 17,431	kl 176	kl 17,607	0.1

※廃食用油の数値を除く。

5 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物のごみ処理に係る収集運搬は、一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業委託業者（以下「委託業者」という。）及び本市が許可した事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が行い、中間処理及び最終処分については、菊池広域連合及び一般廃棄物処分業者が行った。

一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥等に係る収集運搬は許可業者が実施し、中間処理及び最終処分を菊池広域連合が行った。

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
ご み	家庭系 ・委託業者 ・自己搬入（排出者） ・許可業者 ※臨時家庭ごみのみ	菊池広域連合 （直営・委託）	菊池広域連合 （直営）
	事業系 ・自己搬入（排出者） ・許可業者		
し尿、浄化 槽汚泥等	菊池市 ・許可業者	菊池広域連合	菊池広域連合

6 処理実績

(1) ごみ処理実績

ア ごみの排出抑制及び再資源化実績

(ア) 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行った。

事業名	目的・内容	摘 要
生ごみ処理機等購入の補助	生ごみの排出抑制を図るため、処理機等の購入に対する補助を行った。	実施基数 15基
資源ごみ（有価物）回収団体への補助（奨励金）	住民団体による回収促進を図るため、住民の資源ごみの回収に対する補助を行った。	登録団体数 45 団体
生活環境推進委員制度	各行政区から選出された生活環境推進委員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用の普及・啓発を図った。	行政区数 211 区
使用済食用油回収事業	家庭で使用したてんぷら油を拠点回収し、買取り業者へ販売することで減量化と再資源化を図った。	回収量 2,072L/年

(イ) 再資源化の方法及び回収量

分別により収集したごみについて、次のとおり再資源化を図った。

ごみの種類	再資源化の方法	回収量（t）	
資源ごみ	再資源化工場又は委託業者工場の資源ごみ系列により選別した。 容器包装のうち、指定法人の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡したものは、茶色ガラスとその他ガラスの特定事業者負担分とプラスチック製容器包装の市町村負担分及び特定事業者負担分である。 指定法人へ引き渡しを行わない茶色ガラス、プラスチック類（収集袋）は、委託業者工場にて再生処理し、再生利用事業者へ引き渡された。 また、使用済小型電子機器については、再資源化工場で選別した後、小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定を受けた事業者へ引き渡された。その他のものについては、廃棄物処理法第 20 条の 2 第 1 項の廃棄物再生事業登録をしている業者へ売却し、再商品化または再利用された。	鉄製容器包装	28 t
		アルミ容器包装	53 t
		無色ガラス	26 t
		茶色ガラス	55 t
		その他ガラス	18 t
		ペットボトル	128 t
		プラスチック類	256 t
		段ボール	54 t
		紙類	219 t
		衣類	139 t
		生きびん類	1 t
		下鉄	53 t
		ステンレス等	22 t
		小型電子機器	13 t
		計	1,065 t
不燃性粗大ごみ 不燃物	再資源化工場の粗大ごみ系列により破碎し選別した。選別後、廃棄物処理法第 20 条の 2 第 1 項の廃棄物再生事業者登録をしている業者へ売却し、再商品化または再利用された。	屑鉄	43 t
		アルミ	11 t
		下鉄	18 t
		計	72 t
合 計			1,137 t

(ウ) 関連施設の概要

施設	所在地	処理能力	処理対象物
再資源化工場 資源ごみ系列	菊池郡大津町大津 115 番地 菊池広域連合 環境美化センター	27.7t/5h (選別)	鉄製容器包装、アルミ製 容器包装、無色ガラス、 茶色ガラス、その他ガラ ス、段ボール、紙類、衣 類、生びん類、金属類、 その他
委託業者工場 資源ごみ系列	菊池郡大津町杉水字中谷 3746 番 地有価物回収協業組合 石坂グループ大津事業所	1t/6h (選別、圧縮、 梱包)	ペットボトル
	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合 石坂グループ本社 第二工場	6t/1h (選別、圧縮、 梱包)	プラスチック類（白色ト レイ・発泡スチロール含 む）
再資源化工場 粗大ごみ系列	菊池郡大津町大津 115 番地 菊池広域連合 環境美化センター	16.3t/5h (破碎)	屑鉄、アルミ、下鉄

イ 収集運搬

(ア) ごみの分別の種類と収集運搬処分について

a 一般家庭から排出されたごみ

一般家庭からごみを排出した際は、次のとおり分別を行い、指定された収集所へ排出するか、菊池広域連合処理施設へ直接搬入を行った。

なお、家庭ごみの適正な排出が困難であると市が認めた者については、別に定める要綱に基づき、戸別収集を行う等必要な支援を行った。

〈ごみの分別の種類〉

燃やすごみ・資源物 A（空きかん、空きびん）・資源物 C（新聞紙、折込みチラシ）・資源物 D（雑誌、本、その他の紙）・資源物 E（布類）・資源物 F（段ボール）・資源物 G（牛乳パック類）・資源物 H（ペットボトル）・資源物 J（プラスチック製容器包装、食品トレイ、発泡スチロール）・不燃物を市指定ごみ袋で分別。※資源物 B と資源物 I は欠番。

特定品目（廃乾電池・ボタン電池、水銀体温計、水銀血圧計、ライター・チャッカマン、スプレー缶、練り朱肉）は透明な袋で分別。廃蛍光管・水銀含有物・廃食用油・オイル缶・塗料缶（塗料スプレー缶）は拠点回収。

b 事業所から排出された廃棄物

事業活動によって生じた事業系一般廃棄物は、事業者自ら適正に処理を行うか、菊池広域連合処理施設へ直接搬入あるいは許可業者に依頼することとした。

また、産業廃棄物については、事業者自ら適正に処理を行った。

（許可業者の責務）

事業所から排出された廃棄物の適正な処理の確保に関して、許可業者は、事業所ごみの適正分別及び減量化を目的とした排出事業所に対する周知啓発や改善指導等を行い、市の施策に協力しなければならない。

c 収集主体

市指定ごみ袋は委託業者による収集運搬を行い、事業系一般廃棄物は自己搬入か許可業者による収集運搬を行った。

ごみの種類 (家庭系)	収集 主体	収集方法	収集 回数	収集袋等	収集運搬業者(住所)	収集区域
燃やすごみ	委託	ステーション	週2回	指定袋 (赤透明)	○五嶋運輸合資会社(菊池市大琳寺 288 番地 5) ○有限会社レッツクリーン(菊池市出田 2510 番地 1) ○有限会社クリーン菊池(菊池市原 1448 番地) ○水の守り人(株)(菊池市隈府 502 番地 1) ○有限会社高塚環境保全(菊池市七城町砂田 1262-1) ○クリーンエ社(株)(菊池市旭志新明 160 番地 3) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池 菊池 菊池 七城 旭志 泗水
資源物	委託	ステーション	月1回 ※内、資源物Jは 週1回	指定袋 (緑透明)	○五嶋運輸合資会社(菊池市大琳寺 288 番地 5) ○有限会社レッツクリーン(菊池市出田 2510 番地 1) ○有限会社クリーン菊池(菊池市原 1448 番地) ○水の守り人(株)(菊池市隈府 502 番地 1) ○有限会社菊池環境美化センター(菊池市森北 580 番地 1) ○有限会社高塚環境保全(菊池市七城町砂田 1262-1) ○クリーンエ社(株)(菊池市旭志新明 160 番地 3) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池 菊池 菊池・七城・旭志 菊池 七城 旭志 泗水
不燃物	委託	ステーション	月1回	指定袋 (黄透明)	○五嶋運輸合資会社(菊池市大琳寺 288 番地 5) ○有限会社レッツクリーン(菊池市出田 2510 番地 1) ○水の守り人(株)(菊池市隈府 502 番地 1) ○有限会社菊池環境美化センター(菊池市森北 580 番地 1) ○有限会社高塚環境保全(菊池市七城町砂田 1262-1) ○クリーンエ社(株)(菊池市旭志新明 160 番地 3) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池 菊池 菊池 七城 旭志 泗水
粗大ごみ	委託	事前申込による戸別収集	月1回	粗大ごみ処理券	○有限会社セーフティ(菊池市大琳寺 225 番地 8) ○有限会社菊池環境美化センター(菊池市森北 580 番地 1) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池・七城・旭志 菊池・七城・旭志 泗水
特定品目 (廃乾電池等)	委託	ステーション	月1回	透明な袋	○下川商店(菊池市隈府 656 番地 11) ○有限会社セーフティ(菊池市大琳寺 225 番地 8) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池・七城・旭志 泗水
廃蛍光管	委託	拠点回収	随時	指定無	○(公社)菊池市シルバー人材センター(菊池市七城町砂田 1457 番地 1)	
廃食用油	委託	拠点回収	月1回	ペットボトル等	○熊本いいくに県民発電所(株)(熊本市中央区上水前寺 1-6-41)	

菊池市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

ごみの種類	収集 主体	収集 方式	収集 回数	収集袋	収集運搬業者（住所）	収集区域
事業系 燃やすごみ	許可	事業所	不定期	指定無	○(有) 菊池環境美化センター（菊池市森北 580 番地 1） ○(公社) 菊池市シルバー人材センター（菊池市七城町砂田 1 4 5 7 番地 1） ○水の守り人(株)（菊池市隈府 502 番地 1） ○金岡商店(株)（熊本市南区富合町釈迦堂 611 番地） ○(有) セーフティ（菊池市大琳寺 225 番地 8） ○(株) ニシコー（福岡市中央区渡辺通 2 丁目 9-22） ○(株) 永野商店（熊本市北区室園町 10-22） ○(株) 西原商店（熊本市南区流通団地 1 丁目 50） ○有価物回収協業組合石坂グループ（熊本市東区戸島 2874 番地） ○(有) 高塚環境保全（菊池市七城町砂田 1262 番地 1） ○(株) 新九州建設運輸（熊本市北区植木町木留 751 番地） ○クリーンエ社(株)（菊池市旭志新明 160 番地 3） ○(株) セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1） ○(株) グリーンロジスティクス（菊池郡大津町杉水 2506 番地） ○(株) サンレイメディカル（阿蘇郡西原村布田 834 番地 171） ○(有) 宇都宮産業（合志市須屋 1375 番地 33） ○大東商事(株)（熊本市北区楠野町 453 番地 1） ○平智合同会社（菊池市四町分 2210 番地） ○合同会社ファームビル（熊本市東区健軍 4 丁目 8-13-103） ○ペット・メモリアル菊池やすらぎの丘（菊池市木柑子 1335 番地）	菊池・七城・旭志 全域 菊池・七城 菊池 菊池・七城・旭志 菊池 七城・泗水・旭志 七城・泗水・旭志(柳河精機限定) 七城・泗水 七城 七城 旭志 泗水 泗水・旭志 泗水 泗水 泗水 全域 泗水（三菱電機(株) 限定） 全域
菊池広域連合で 適正な処理が困 難な一般廃棄物					○(株) 星山商店（熊本市北区武蔵ヶ丘 9 丁目 5 番 76 号）	全域
し尿	許可		定期		○(有) 旭衛生舎（菊池市野間口 345 番地） ○(株) セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池・七城・旭志 泗水
浄化槽汚泥等	許可		定期		○(有) 旭総合メンテナンス（菊池市野間口 345 番地） ○(株) セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池・七城・旭志 泗水
し尿 浄化槽汚泥等	市外から処理施設への運搬 （施設内での荷卸しのみ）				○(有) 日野環境（菊池郡大津町大字大津 132 番地） ○中野衛生(有)（菊池郡菊陽町原水 5313 番地 3）	

(イ) 収集区域の範囲と収集運搬したごみの量
 収集区域は、菊池市の全域とした。

ごみの種類	計画収集人口(人)	収集量(t)		直接搬入量(t)	自家処理		排出量計(t)
					人口(人)	処理量(t)	
燃やすごみ	46,646	委 託	7,487	176	193	16	10,416
		許 可	2,737				
		計	10,224				
可燃性粗大ごみ	46,646	委 託	18	261	0	0	299
		許 可	20				
		計	38				
資源物（容器法回収を含む）	46,646	委 託	1,147	44	0	0	1,191
		許 可	0				
		計	1,147				
不燃性粗大ごみ	46,646	委 託	10	44	0	0	54
		許 可	0				
		計	10				
不燃物	46,646	委 託	266	66	0	0	332
		許 可	0				
		計	266				
特定品目	46,646	委 託	13	0	0	0	13
		許 可	0				
		計	13				
廃乾電池	46,646	委 託	9	0	0	0	9
		許 可	0				
		計	9				
廃蛍光管	46,646	委 託	2	0	0	0	2
		許 可	0				
		計	2				
廃食用油	46,646	委 託	2	0	0	0	2
		許 可	0				
		計	2				
計			11,711	591	193	16	12,318

(ウ) 中継施設の概要
 菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理実績

(ア) 中間処理施設に搬入されるごみの搬入者別内訳量

収集量 (t)			直接搬入 (t)	合計 (t)
直営	委託	許可		
0	8,952	2,757	591	12,300

※廃食用油の数値を除く。

(イ) ごみの種類別処分方法

ごみの種類	処分方法	中間処理量 (t)	処理区分
燃やすごみ 可燃性粗大ごみ	燃やすごみ及び可燃性粗大ごみは、菊池広域連合の委託業者工場で処理するものを除き、菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設で焼却し、可燃性粗大ごみは、せん断式破砕機で破砕し、燃やすごみと一緒に焼却した。	10,848	焼却 (破砕)
資源物	菊池広域連合の再資源化工場及び委託業者工場で資源ごみ系列の選別を行い、資源物を回収した。可燃性の残渣は菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設で焼却し、不燃性の残渣は環境美化センター最終処分場及びクリーンの森合志最終処分場にそれぞれ埋め立てた。収集袋などの残渣でリサイクルできるものは委託業者工場で再生処理された。	1,215	選別 (一部委託)
不燃物 不燃性粗大ごみ	菊池広域連合の再資源化工場で手選別した後、破砕し、資源物を回収した。可燃性の残渣は菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設で焼却し、不燃性の残渣は環境美化センター最終処分場及びクリーンの森合志最終処分場にそれぞれ埋め立てた。	387	破砕 選別
合計		12,450	

(上記以外の中間処理委託業者)

ごみの種類	処分方法	委託処理量 (t)
特定品目	菊池広域連合の再資源化工場で選別・保管後、民間の専門業者に処理委託した。	13
廃乾電池		9
廃蛍光管		2

(その他)

廃食用油は、再生資源として民間事業者に売却した。

(ウ) 処理施設の概要

a 焼却施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)	残渣量 (t)
菊池広域連合菊池環境工場クリーンの森合志ごみ焼却施設	合志市幾久富460番地	全連続焼却炉	170t／24h	燃やすごみ、可燃性粗大ごみ、処理残渣可燃物、し尿し渣	10,848	1,105

b 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)	残渣量(t)	
菊池広域連合環境美化センター	菊池郡大津町大津115番地	衝撃せん断回転式破砕機	16.3t／5h	不燃性粗大ごみ、不燃物の一部	387	可燃残渣	76
						不燃残渣	143

c 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)	残渣量(t)	
菊池広域連合環境美化センター	菊池郡大津町大津115番地	手選別ライン等	27.7t／5h	資源ごみ(ペットボトル以外)の一部	831	処理残渣可燃物	74
有価物回収協業組合石坂グループ大津営業所	菊池郡大津町杉水3746番地	手選別ライン等	1t／6h	ペットボトル	128	処理残渣不燃物	165
有価物回収協業組合石坂グループ本社第二工場	熊本市東区戸島町2874番地	減容機等	6t／1h	プラスチック類(白色トレイ・発泡スチロール含む)	256		

エ 資源物の売却実績

破碎・選別・圧縮・加工した後の資源物については、売却処分を行った。

資源物の種類	売却先	売却量 (t)
鉄製容器包装、アルミ容器包装、下鉄、段ボール、紙類、衣類、活きびん類、屑鉄、アルミ、その他金属類、ペットボトル、プラスチック類（容器包装以外）、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、その他	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	819
茶色ガラス（特定事業者負担分）	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	48
その他色ガラス（特定事業者負担分）	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	16
プラスチック製容器包装 （特定事業者負担分及び市負担分）	熊本市西区新港 1 丁目 4 番 10 (株)エコポート九州	241
小型廃家電	福岡県久留米市梅満町 1246 番地の 1 柴田産業 株式会社	13

オ 最終処分実績

（ア）施設に搬入されるごみの内訳

施設名	直接	焼却灰	その他の 処理残渣	合計
菊池市一般廃棄物最終処分場（暫定施設）	Ot	Ot	Ot	Ot
菊池広域連合立楽善埋立処分場 菊池環境工場クリーンの森合志最終処分場	Ot	1,105t	308t	1,413t
計	Ot	1,105t	308t	1,413t

（イ）埋立実績

菊池広域連合菊池環境工場クリーンの森合志で焼却処理後の焼却灰、セメント固化処理後の飛灰並びに連合再資源化工場で資源ごみの選別加工後の不燃性残渣及び粗大ごみ・不燃ごみを破碎選別後の不燃性残渣について、菊池広域連合立楽善埋立処分場及びクリーンの森最終処分場で埋め立て処分した。

（ウ）最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	埋立実績量 (m ³)
菊池市一般廃棄物最終処分場 （暫定施設）	菊池市小木 1711 番地 45	1,127	5,000	2,500	埋立量 0 覆土量 0 調整量 0
菊池広域連合立 楽善埋立処分場	菊池郡大津町 大津 115 番 地	16,700	102,200	26,265	埋立量 1,950 覆土量 0 調整量 △21
菊池環境工場ク リーンの森合志 最終処分場	合志市幾久富 460 番地	10,000	130,538	127,347	埋立量 1,914 覆土量 0 調整量 △304

※菊池広域連合施設の埋立実績量は、構成市町全体の量である。

カ その他

菊池広域連合の処理実績による。

(ア) 特定家庭用機器の取り扱いについて

特定家庭用機器再商品化法に規定されている次の①から④のうち、家電小売店が撤退した等の理由により引取義務者が不在のものについては、排出者が家電リサイクル券を用意し、排出者自ら指定引取所へ搬入もしくは、菊池広域連合にて一時保管後、製造業者等の指定引取場所へ運搬する。

- ① エアコン
- ② テレビ
- ③ 冷蔵庫及び冷凍庫
- ④ 洗濯機及び衣類乾燥機

(イ) 家庭系パソコンの取扱いについて

資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となっているが、使用済小型家電リサイクルルートを利用し、パソコンのリサイクルが可能であるため、不燃物として受け入れる。

(ウ) 適正処理困難物

別表に掲げるものは、菊池広域連合で適正な処理ができない、又は工場の運転に支障をきたすため、搬入を禁止する。

(エ) 住民に対する広報啓発活動

- a 広報誌、チラシ等による啓発 b 研修、廃棄物処理施設見学の実施
- c 出前講座の実施 d 生活環境推進委員研修会の開催

(オ) 適正処理困難物の民間処理施設での処分方法

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分（施設での受入れを含む。）を行わない。

持ち込み先や処理等に関しては、本市外に立地する民間処理施設まで排出者が運搬及び処分を直接依頼することとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

なお、本市で発生した一般廃棄物を市外で処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定に基づき、立地する自治体である合志市と大津町の一般廃棄物処理計画との調和を図る必要があるため、その種類及び処分量等を事前に通知し、予め承諾を得るものとする。

民間処理施設の名称	処理施設の場所
株式会社星山商店 竹迫工場	熊本県合志市竹迫 1440
有価物回収協業組合石坂グループ 大津事業所	熊本県菊池郡大津町杉水 3746
日野総合管理株式会社 緑のリサイクルセンター	熊本県菊池郡大津町大津 90-1
株式会社 大津技研 木質リサイクル工場(森林事業部)	熊本県菊池郡大津町矢護川 1481-14

品 目	数 量	処分方法
菊池広域連合施設で処理することが困難なもので、民間処理施設で処理が可能な品目	約 10 t	中間処理 (破碎選別、再資源化等)

(力) 公共施設から排出される廃棄物の処理について

次の表に掲げる廃棄物については、事業者が排出する場合、産業廃棄物との見解から本連合では処理しないが、関係市町の公共施設等から発生したもので、残渣が出ないように分別し排出されたものに限り、併せ産廃として年間50トン程度の処理をしている。(関係市町の公共施設等には、関係市町が組織する一部事務組合の庁舎も含まれる。)

金属くず	廃プラスチック	ガラスくず等
空かん、机、いす、テーブル、書庫、その他これらに類するもの	容器、その他これらに類するもの	空きびん、蛍光管、その他これらに類するもの

(キ) 公共施設から排出される廃棄物の処理について

次に掲げるもののうち、本連合の環境工場等で処理できるものは自家処理するものとしている。

- ① 本連合から排出される生活ごみ及び業務上発生するごみ
- ② 環境工場等の工事等で発生するごみ

別表

環境工場等へ搬入を禁止する適正処理困難ごみ表

区 分	ご み 種 の 例 示		処分にかかわる市長の指示	
① 有毒性のあるもの	硫酸、硝酸等の劇薬類 殺虫剤、消毒剤等の農薬類、化学薬品類 その他有害性のあるごみ		その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。	
② 危険性のあるもの	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ、(カセットコンロ用を除く。)、消火器（中身が入っていないものを除く）、発煙筒及び花火(いずれも未使用のもの)、その他危険性のあるもの			
③ 引火性のあるもの	灯油、ガソリン、軽油、混合油、重油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性があるもの			
④ 著しく悪臭を発するもの	おむつ等の汚物、その他著しく悪臭を発するもの		おむつ等の中の汚物を除去する。	
⑤ 特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物等		感染性廃棄物は、専門許可業者に処理を委託する。PCB 部品は、製造業者により PCB 使用部品の除去を受ける。	
⑥ 前各号に定めるもののほか、組合長が処理施設の機能に支障があると認めるもの	ゴム等	廃ゴムタイヤ等	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。	
	金属類	ドラム缶、(中身がはいっていないものを除く)、自動車関係部品（走行性能に係わらないものを除く）、バイク、シニアカー、オイルヒーター、オイルジャッキ、農機具類(家庭で使われたものを除く)、エンジン(走行用以外のものを除く)		その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。
	空きかん類	有害性のあるものが入っていた空きかん、引火性のあるものが入っていた空きかん、その他塗料等が入っていた空きかん(中身が入っていないものを除く)		
	木製品類	幅 1.5m 長さ 3.0m 高さ 1.0m を超える木製品、板の厚さが 10 cmを超えるもの（動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）		
	木竹片	面の直径又は面の 1 辺の長さが 10cm を超えるもの、長さ 3.0m を超えるもの		
	動物の死がい	実験した動物	排出者自ら処理する。	
	家屋解体及び改造にかかわるもの等	家屋解体及び改造に係わる廃材類、石膏ボード、耐火ボード、断熱材（グラスウール、ロックウール等）、ワラ、カワラ、スレート、ブロック、基礎石、コンクリート、レンガ、セメント、その等ガレキ類	専門の処理業者に処理を委託する。	
	その他	畑、山、庭等で生じたもの(木の根、竹の根、ワラ等)、砂利、土砂、石類、ボウリング用ボール	排出者自ら処理する。	

(2) 生活排水処理実績

ア 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	46,646 人
2	水洗化・生活排水処理人口	39,822 人
	(1) 下水道	27,102 人
	(2) 農業集落排水	5,217 人
	(3) コミュニティ・プラント	0 人
	(4) 合併処理浄化槽	7,503 人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	2,892 人
4	非水洗化人口	3,932 人
	(1) 計画収集人口（汲取り）	3,586 人
	(2) 自家処理人口	346 人
5	計画処理区域外人口	0 人

イ 収集運搬実績

(ア) 収集運搬する生活排水の種類と方法

a 種類

し尿及び浄化槽汚泥。

b 方法

許可業者により収集運搬し、菊池広域連合「クリーンセンター花房」に搬入した。

c 収集回数及び収集方法

し尿収集は許可業者による原則月 1 ～ 2 回の戸別収集を実施し、特別な事情がある場合は、臨時収集を実施した。浄化槽汚泥は、排出者と許可業者との契約により戸別収集を実施した。

生活排水の種類	収集主体	区域	収集運搬業者（住所・氏名）
し尿	許可	洒水地区（一部を除く）以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭衛生舎 代表取締役 富岡 庸一郎
浄化槽汚泥等	許可	洒水地区（一部を除く）以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭総合メンテナンス 代表取締役 富岡 庸一郎
し尿・浄化槽汚泥等	許可	洒水地区（一部を除く）	合志市御代志 1538 番地 1 株式会社セイブクリーン 代表取締役 坂井 さゆり

(イ) 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量

収集区域は、菊池市の全域とする。

(単位：kℓ)

生活排水の種類	実績収集量				自家処理量	総 計
	直 営	委 託	許 可	計		
し尿	0	0	2,813	2,813	176	17,607
浄化槽汚泥等	0	0	14,618	14,618		
合計	0	0	17,431	17,431		

(ウ) 中継施設の概要

菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理実績

(ア) 中間処理施設へ搬入された、し尿・浄化槽汚泥の搬入者別内訳量

(単位：kℓ)

種 類	直 営	委 託	許 可	合 計
し尿	0	0	2,813	2,813
浄化槽汚泥	0	0	14,618	14,618

(イ) 処分方法

種 類	処 分 方 法	中間処理量(kℓ)		
		施設処理	下水道投入	計
し尿及び 浄化槽汚泥	菊池広域連合クリーンセンター花房において処理した。前処理残渣の可燃物については、クリーンの森合志（ごみ焼却施設）にて焼却処分した。消化汚泥及び余剰汚泥については、クリーンセンター花房の資源化設備にて堆肥化し、農地還元した。	17,431	0	17,431

(ウ) 処理施設の概要

施設名	所在地	型 式	処理能力 (kℓ/日)	処理量 (kℓ)	残渣量 (t)
クリーンセンター花房	菊池市木柑子 1294 番地	浄化槽汚泥混入 比率の高い脱窒 素処理方式	96	26,630	188

※構成市町すべての処理量

エ 最終処分実績

(ア) 処分した量

処分方法	種 類				
	焼却灰(t)	汚泥(t)	有機液肥(kℓ)	し尿(kℓ)	浄化槽汚泥(kℓ)
埋 立					
農地還元		188			
海洋投入					

※構成市町すべての処分量

(イ) 処分方法

余剰汚泥及び凝集汚泥については、クリーンセンター花房の資源化設備で堆肥化し農地還元した。中間処理できない一部のし尿等（清掃汚泥）については、業者委託により陸上処理した。また、設備の不具合等により緊急避難的に外部処理せざるを得ない脱水汚泥が発生した場合は、クリーンの森合志（ごみ焼却施設）にて焼却処分した。